

岩手県告示第644号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、岩手医科大学教職員組合中央執行委員長佐々木充俊から、争議行為を行うことについて、平成23年10月13日次のとおり通知があった。

平成23年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事件

平成23年9月13日付け「平成23年度・第一次要求書（その一）」に対する同年10月6日付け回答及び同日の団体交渉における回答を不満とするもの

2 日時

平成23年10月24日午前0時以降、本件解決に至るまでの期間

3 場所

- (1) 盛岡市内丸19番1号 岩手医科大学構内全般
- (2) 花巻市台第2地割85番地1 岩手医科大学附属花巻温泉病院
- (3) 紫波郡矢巾町大字西徳田第2地割1番地1 岩手医科大学構内全般

4 争議行為の概要

3の場所において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する一切の妨害排除のための争議行為を単独又は併用して実施する。